

史都
たがじょう

第三次
多賀城市環境基本計画
2021



概要版



1 環境基本計画の位置付け

本計画は、「多賀城市環境基本条例」の基本理念に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくために策定する本市環境行政の最上位計画です。

2 計画の期間

本計画は、中・長期的な将来を見据え、令和3年度から令和12年度までの10年間とするものの、近年の著しい環境変化や社会情勢などを踏まえ概ね3年程度で見直しを検討します。

3 計画策定に当たって

この計画は平成11年(1999年)に本市環境基本条例を策定した後、平成13年に第一次計画、平成23年に第二次計画を策定し、私たちを取り巻く社会・経済状況や地球規模の環境の変化、世界・国・宮城県の環境政策動向に合わせて10年ごとに内容を見直し改定してきました。

この度、第二次計画の計画期間が令和2年度末で満了となることから、令和3年度を初年度とし令和12年度までの10年間を計画期間とする「第三次多賀城市環境基本計画」を策定するものです。

第二次計画が運用されていた10年の間に、地球温暖化による気候変動を原因とする豪雨が各地で頻発し、自然災害の激甚化、森林や農地の減少など、世界的な環境に関する動向や潮流が大きく変化しました。

また、私たちの生活も、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済優先のライフスタイルから、3R(リデュース・リユース・リサイクル)など持続可能な方法を選択するライフスタイルへの転換が求められるようになりました。

このような環境に関する問題は、気候変動のような地球規模のものから身近なごみ処理まで多岐にわたっており、大気汚染やごみの増加の問題が顕在化するにつれ、製品の生産から廃棄までにどのような環境負荷が生じているかを考え、限られた資源をできるだけ循環利用するライフサイクル思考の重要性が広く認識されるようになってきています。

今、私たち一人ひとりが直面している環境問題を自らの問題として捉え、その現状を「知り」、「考え」、未来の世代のために「行動」を始めなければ、豊かで良好な環境を継続的に享受することができなくなる状態に至っていることから、市民、事業者、行政といった多様な主体が協働し、問題に取り組んでいく必要があります。

この度策定する「第三次多賀城市環境基本計画」は、本市が目指す環境のあるべき姿を示すとともに、未来の世代への継承に向けた市民、事業者、行政の各主体の行動指針マニュアルとしての機能を併せ持った計画として策定するものです。

施策の体系

目指すべき環境の姿



【基本目標を達成するための施策】

施策(1) 環境啓発事業の実施

- ・環境に配慮した行動が市民に定着するよう市ホームページや広報誌等で継続して普及啓発を行います。
- ・子どもから大人まで様々な世代に対して環境保全行動の「気づき」が得られるよう、環境出前講座を行います。
- ・市民、事業者が様々な環境の現状を「知り」、「学ぶ」環境が創出できるような環境啓発に係る講座や環境体験など、様々なイベント等を環境関連団体や事業者と協働で行います。
- ・市民、事業者が自主的に「行動」できるよう必要なボランティアなどの情報提供やバックアップ体制を構築していきます。

施策(2) 将来を担う次世代の子どもへの環境教育の実施

- ・より身近に環境や自然を実感できるよう学校外でも環境について学ぶ、環境学習イベントや自然体験事業を実施するなど、「参加」・「体験」を大事にした環境教育を推進します。
- ・市内小学4年生に環境副読本を配布し、環境副読本を活用した授業を行います。また、小学5年生には夏休み期間を利用した家庭や学校での環境に関する実践をまとめる「こどもECO日記」を利用した、子どもたちが段階的に学べる環境教育を推進します。
- ・多くの子どもたちが利用する放課後児童クラブで、年間を通した幅広い環境に関する講座を楽しみながら実践できる体制を構築します。
- ・史跡群や自然の保全・活用について、日常的に環境配慮に努め、世代を超えて環境を学び・伝えます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
環境配慮行動を行っている市民割合*	48.0%(R2年度)	 (上がると良い指標)
本市主催・共催の環境啓発事業回数	38回(H31年度)	38回

※市民アンケートより

【基本目標を達成するための施策】

施策(3) ごみの減量化

- ・家庭ごみの減量化が図られるよう、「不要なものは買わない」、「ごみとして排出しない」、「再利用する」などの普及啓発を行います。資源が有限であること、ごみを減量していくことの重要性について、子どもから大人まで理解できるよう様々な手段を用いて普及啓発に努めていきます。

施策(4) ごみの適正処理

- ・ごみの正しい分別や資源の無駄使いとならないよう、市ホームページや広報誌等で呼び掛けを行います。また、環境に関するイベントでの啓発のほか、環境関係以外でのイベントなどでもごみの適正処理が図られるよう推進していきます。
- ・事業者においてもごみの適正処理が行われるよう、事業者訪問を中心とした啓発活動に取り組んでいきます。また、事業者に「廃棄物処理計画」の提出をお願いし、事業系ごみの計画的な排出・減量が図られるよう推進していきます。

施策(5) 資源の有効活用

- ・家庭及び飲食業を中心とした事業者の食品ロスについて、積極的な削減に取り組んでいきます。家庭においては食品ロスが出ないように「不要なものは買わない」、「ごみとして排出しない」という生活習慣の普及を啓発します。飲食業を中心とした事業者においては、食品残渣が出ない仕組みづくりや、お客に対して食べ残しが出ないようなメニューの工夫などの啓発を行っていきます。
- ・収集及び処理についても、生ごみの利活用とバイオマスやバイオガス等の利用などについて、宮城東部衛生処理組合等と一体となって様々な可能性を模索しながら推進を図っていきます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
家庭系ごみ一人1日当たり排出量	508g (H31年度)	464g
事業系ごみ1日当たり排出量	16.6t (H31年度)	14.3t

【基本目標を達成するための施策】

施策(6) 地球にやさしい生活様式の普及啓発

- ・「エコ製品・省エネ製品を購入する」、「照明をこまめに消す」等、日常生活の中でエコな選択が自然とできるよう意識の醸成を図っていきます。
- ・自動車等を使わず、徒歩・自転車・公共交通機関を利用するなど、日々の生活様式を環境に配慮した形に転換(パラダイムシフト)するよう推進していきます。

施策(7) 省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進

- ・家庭において使用するエネルギーについて、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入がなされるよう情報提供などを行い、市民に対して積極的な呼び掛けを行っていきます。
- ・市役所庁舎を始めとする公共施設において、導入費用やランニングコスト等を検討した上で省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入を進めていきます。

施策(8) 気候変動への適応

- ・気候変動による影響の被害を可能な限り低減させるため、各分野において防災・減災の「緩和策」を推進します。
- ・気候変動の影響は災害だけに留まらず、健康の維持・農産物の被害・渇水が想定されており、市民、事業者へ気候変動の影響に「適応」していくという考えを普及していきます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
省エネルギー等に関する取組みを行っている市民割合*	11.2%(R2年度)	 (上がると良い指標)
市の事業から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	4,315.4t-CO ₂ (H31年度)	2,918t-CO ₂

※市民アンケートより

【基本目標を達成するための施策】

施策(9) 公害への定期的な監視

- ・市が行っている定期的な環境騒音調査、自動車交通騒音調査、水質調査、地盤沈下調査、酸性雪調査では概ね良好な環境を維持しているため、今後も継続して調査を行い、市民が安心して暮らせるよう生活環境の維持に努めていきます。
- ・大気汚染、振動等については宮城県と連携し、必要に応じて他市町村や関連団体等と連携しながら快適な生活環境の保全に努めます。
- ・法令に基づく基準値を超えないよう事業者等に指導・監視を行っていきます。また、基準値内であっても近隣への影響も踏まえ、配慮の要望など必要な行動をとっていきます。

施策(10) 不法投棄対策の実施

- ・市内集積所を中心としたパトロールを行うとともに、不法投棄を誘発する不衛生な環境とならないよう、市民、事業者と協力し地域の清掃活動を推進していきます。
- ・不法投棄防止のための啓発を行います。
- ・不法投棄が多発する集積所においては、監視カメラを設置するなど地域と協力して防止策を推進していきます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
住みよい環境になっていると思う市民割合※	63.2%(R2年度)	 (上がると良い指標)
公害苦情件数	91件(H31年度)	62件
不法投棄数	278件(H31年度)	235件

※市民アンケートより

【基本目標を達成するための施策】

施策(11) 生き物・生態系の保全

- ・本市には史跡群と一体となって保全されてきた自然環境があり、豊かな自然環境とともに多様な生物が暮らしています。自然環境に生息する生物や生態系について継続的に調査を行い、保全に努めていきます。
- ・生き物が暮らす里山的環境や河川、湿地などの自然環境についても継続的な調査を行い、保全に努めていきます。

施策(12) 自然環境との共生

- ・川や里山的環境を中心に自然観察会などを実施し、自然環境に対して親しみ・理解を深める機会を創出していきます。
- ・環境関連団体や市民等と連携を図りながら、自然環境が市民にとっての憩いの場となるよう整備・保全を行っていきます。

施策(13) 環境を保全する人材の育成

- ・市からの自然環境の保全等の啓発だけでなく、市民、事業者が自主的に「行動」できるようバックアップ体制を構築していきます。

評価指標	基準値	目標(令和12年度)
自然環境が適切に保全されていると思う市民割合※	54.1%(R2年度)	 (上がると良い指標)
自然環境に関するイベント主催・共催数	2件(H31年度)	 (上がると良い指標)

※市民アンケートより